

山陰近畿自動車道整備に伴う休憩施設等整備の

企画調査業務 公募型プロポーザル

募集要領

令和5年6月

京丹後市

1 業務概要

(1) 業務名称

山陰近畿自動車道整備に伴う休憩施設等整備の企画調査業務

(2) 業務目的

京都府が実施している山陰近畿自動車道の（仮）網野 I C から府県境までの概略ルート調査に合わせ、（仮）大宮峰山 I C 以降に京丹後市内の周遊観光に繋がるまちづくりに寄与する休憩施設・観光施設（以下、「休憩施設等」という。）の整備のあり方を検討するための企画調査を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

新たな休憩施設等を山陰近畿自動車道の本線上に整備すべきか、I C を降りたアクセス道路沿いに整備すべきか、また現有施設を活用すべきかを比較検討するための基礎資料の作成を行うもの。

詳細は仕様書による。

(4) 業務期間

契約締結日～令和 6 年 3 月 31 日

2 予算額

(1) 提案上限額

8,239,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 日程

時期	実施項目	備考
6月14日（水曜日）	募集要領の公告	市ホームページ
6月23日（金曜日） 午後5時厳守	参加申請受付期限	資格審査結果は6月29日までに通知
6月30日（金曜日） 午後5時厳守	質問受付期限	適宜回答（最終は7月5日）
7月12日（水曜日） 午後5時厳守	企画提案書提出期限	
7月21日（金曜日） （予定）	審査委員会開催	候補者選定
7月下旬 （予定）	契約	業務着手

4 参加資格要件

次に掲げるすべての要件を満たすもので、本プロポーザルに係る申請要件に基づき申請資格を認められた者とする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく業登録を有していること。
- (2) 配置予定技術者として、管理技術者、照査技術者を以下の通り配置すること。
 - ア 管理技術者は、下記（3）の業務への従事実績を有する者で、以下のいずれかに該当する資格を保有し、受注者とプロポーザル参加表明日以前1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士
（総合技術監理部門：「建設－道路」又は「建設－都市及び地方計画」）
 - ・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士
（建設部門：「道路」又は「都市及び地方計画」）
 - イ 照査技術者は、下記（3）の業務への従事実績を有する者で、以下に該当する資格を保有し、受注者とプロポーザル参加表明日以前1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、照査技術者は、管理技術者と兼ねることができない。
 - ・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士
（総合技術監理部門又は建設部門）
- (3) 過去10年間（平成25年度から令和4年度までに）、国又は地方公共団体が発注する同種業務を元請けとして受託した実績を有する者であること。ここで、同種業務とは、道の駅その他類似施設（観光や交流を目的とする施設）に係る構想・計画等策定業務とする。
- (4) 同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) プロポーザル公告の日から審査完了の日までの期間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要領（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 住所地を有する市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 次のいずれかに該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者（更生計画の認可を受けているものを除く）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続の申し立てがなされている者（再生計画の認可を受けているものを除く）
- (9) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹後市告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

5 質疑・回答

募集要領及び仕様書に質問がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 公告日～令和5年6月30日(金)午後5時まで 必着
- (2) 質問内容 募集要領及び仕様書の内容に関することについて
※審査基準、配点、その他無関係と判断する質問は受け付けない。
- (3) 質問方法 電子メールのみ ※質問様式を使用し、以下の事項を記載する
①送付先：kanri@city.kyotango.lg.jp
②質問件名：山陰近畿自動車道整備に伴う休憩施設等整備の
企画調査業務に関する質問
③発信者：事業者名、所属・役職、氏名、電話番号、メールアドレス
- (4) 回答日 適宜(最終：令和5年7月5日(水))
※参加申請を受け付けた全応募者に対して電子メールで回答する。
この場合において、回答に対する再質問は受け付けない。

6 参加申請、企画提案

(1) 参加申請について

- ① 提出物 山陰近畿自動車道整備に伴う休憩施設等整備の企画調査業務
プロポーザル参加申請書(参加様式)
- ② 提出期限 令和5年6月23日(金)午後5時まで 必着
※なお、提出期限を過ぎての申請は受け付けない。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参又は郵送のいずれかの方法
- ⑤ 提出先 〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野353番地の1
京丹後市 建設部 管理課 国府事業推進室
TEL：0772-69-0510 FAX：0772-72-5421
- ⑥ 審査資格 資格審査の結果は6月29日(木)までに通知する。

(2) 企画提案について

<企画提案書>

- ① 提出物 提案様式による
 - ア プロポーザル企画提案書(提案様式1)
 - イ 業務実施体制概要書(提案様式2)
 - ウ 実施計画書(任意様式)
 - エ 実施スケジュール(任意様式)
 - オ 見積書、内訳書(任意様式)
- ② 提出期限 令和5年7月12日(水)午後5時まで 必着
 - ア 必要な添付資料・留意事項は各様式に記載する。
 - イ 各様式はA4版で統一する。

- ウ 様式は番号順にそろえ綴じておくこと。
- エ 受付後の差し替え、再提出は原則認めない。
- オ 参加資格、提出書類の不備があった場合、その後の審査は行わない。

- ③ 提出方法 持参又は郵送のいずれかの方法で提出するとともに、
提出先メールアドレス宛にデータ送付する。
- ④ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
- ⑤ 提出先 〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野353番地の1
京丹後市 建設部 管理課 国府事業推進室
TEL：0772-69-0510 FAX：0772-72-5421
MAIL：kanri@city.kyotango.lg.jp

(3) その他

- ① 提出された提案書類は返却しない。
- ② 期限までに企画提案書を提出しない場合、その理由を書面で届け出ること。

7 候補者の決定方法

「山陰近畿自動車道整備に伴う休憩施設等整備の企画調査業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、以下の通り実施する。

なお、本プロポーザル実施時点において本市が提示する仕様書は、企画提案における評価基準であって絶対要件とするものではない。このため、業務仕様書は、採用された企画提案に基づき変更するものとする。

(1) 審査

プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

- ① 実施期間
日時、場所、留意事項は別途通知する。
- ② 時間
40分程度（説明20分、質疑応答20分）を予定。
事前準備・片付けに係る時間は含まない。
- ③ 説明
説明はパワーポイント等を使用することができる。
説明にあたり、ディスプレイ（HDMI端子接続）は市で準備するが、パソコン等の必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ④ 説明者
説明者は、当該業務に予定する管理技術者を含む6名以内とする。
- ⑤ その他
プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。
自己のプレゼンテーション及び質疑応答の出席時間以外の入室（傍聴）は認めない。
質疑応答により求める内容は、提出された書類の表現を補足する追加説明および審査委員からの質疑とする。

遅刻または欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

新型コロナウイルス感染症対策として、WEB 会議方式で実施する場合がある。

(2) 審査方法

提案書の審査は、各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けを行う。

- ① 審査委員会で第1 優先契約候補者及び次点者を決定する。
- ② 最高点が複数ある場合は、業務実施内容に関する評価点によって決定し、さらに同点の場合は、審査委員長が第1 優先契約候補者を決定する。

(3) 審査結果

- ① 審査結果は、書面により通知するものとし、審査内容・結果についての質問や異議申し立て等は一切受け付けない。なお結果は、自己の結果及び契約候補者の名称・点数の通知とする。
- ② 契約候補に選定された企画提案は、契約締結に向け再見積りの手続きをとるものとする。仕様並びに企画提案の内容を実施計画にまとめ、見積書とあわせて再提出するものとする。

(4) 企画提案項目及び審査内容

選定基準（項目・配点）は次表のとおりとし、審査委員会委員が次の各項目について評価し、その合計点を評価点とする。

項目	審査の要点	配点
業務実施方針	業務目的等への理解	15 点
業務実施体制 及びスケジュール	実績要件、工程計画	25 点
業務実施内容	各業務内容への アプローチ方法	50 点
プレゼンテーション 及び質疑応答	意思疎通能力	5 点
業務費	見積額	5 点
合計		100 点

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とします。

- ① 資格要件を充足してない場合
- ② 提出書類等への虚偽記載が判明した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提出書類が本要領事項に適合しない場合
- ⑤ 審査委員の過半数の合計得点が最低基準点（60 点）を下回る場合

8 提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属する。ただし、公平性、透明性、客観性を期するため、市ホームページ等で公表することがある。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査及び説明のため写しを作成し使用できるものとする。
- (3) 提出された書類等の返却は行わない。

9 契約手続き

- (1) 市は選定された候補者を本業務に係る随意契約の見積書の徴取相手方とし実施計画の調整を行う。この際、市は提案書を尊重しつつ、必要に応じて一部内容の変更を求めるものとする。
- (2) 選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手方とする。この場合において、市は一切の賠償責任を負わない。
- (3) 選定された候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、契約を締結しないことがある。

10 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 京丹後市が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 本プロポーザル参加申請後、申請内容に変更が生じた場合には、書面により速やかに報告するものとする。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は原則認めない。
- (5) 複数の提案は行わないものとする。
- (6) 審査基準の詳細は公表しない。
- (7) この要領に定めるもののほか、本件は、関係法令及び京丹後市の規則等の定めるところにより実施する。